

中央家畜衛生広報

福島県中央家畜保健衛生所

〒963-6311 石川郡玉川村大字岩法寺字新屋敷114-12

TEL 0247-57-6131 FAX 0247-57-6144

死亡牛搬入専用TEL：090-5844-5300

E-mail kaho.lhs08@pref.fukushima.lg.jp



令和3年10月号

飼養衛生管理基準《R3.10.1施行分》

昨年改正された飼養衛生管理基準で、猶予期間が設けられており、本年10月1日に施行された項目について、確認をお願いします。

1. 牛、水牛、鹿、めん羊、山羊の基準

★放牧制限の準備

放牧の停止又は制限があった場合に備え、家畜を収容できる避難用設備の確保又は出荷・移動のための準備をすること。

- ・野生動物が口蹄疫などの家畜伝染病に感染したことが確認された時などは、野生動物と家畜の接触を避ける必要があります。
- ・制限が決定したときに即座に対応出来る準備をしておきます。

2. 鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう等の基準

★野生動物侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕

野鳥等の野生動物の家きん舎、飼料保管庫、堆肥舎、死体保管庫等への侵入を防止することができる防鳥ネット等を設置するとともに、定期的に当該設備の破損状況を確認し、破損がある場合には、遅滞なくその破損箇所を修繕すること。

- ・今までの家きん舎への防鳥ネットの設置に加えて、飼料保管庫、堆肥舎、死体の保管場所等へも、野生動物侵入防止のためのネットの設置が必要になります。
- ・ネットは網目2cm以下か同等の効果があるものになります。

屋根と開閉扉の間も隙間なくネットを設置します



堆肥舎への防鳥ネット設置の一例

令和4年2月には、「飼養衛生管理マニュアルの作成と周知徹底」が施行されます。準備をお願いします。

家伝法施行規則改正の概要

令和3年10月1日に施行された家畜伝染病予防法施行規則の、主な改正点をお知らせします。

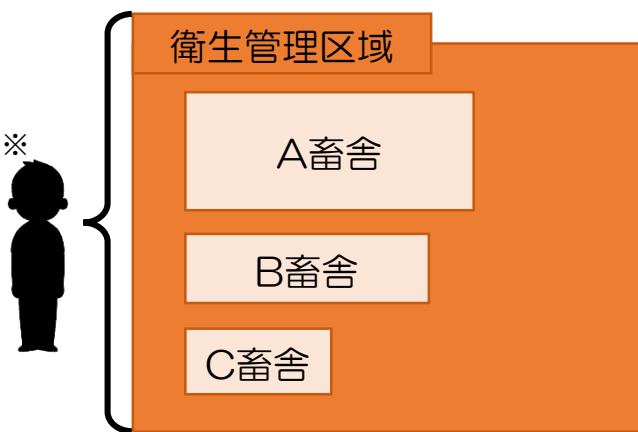
大規模農場の畜舎ごとの飼養衛生管理者の配置

【鶏・豚：R3.10.1～】
【牛：R4.10.1～】

現行

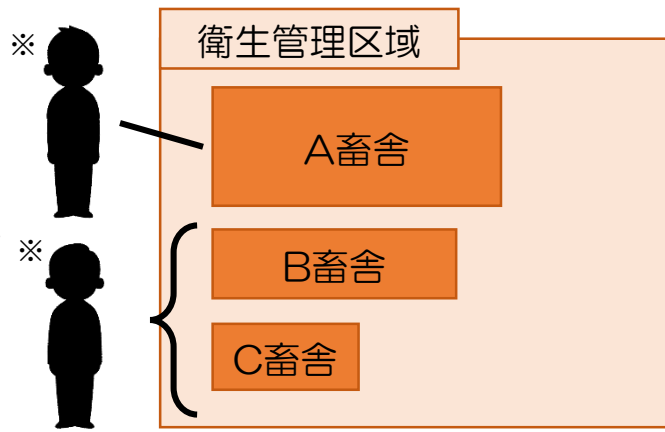
・衛生管理区域ごとに飼養衛生管理者を選任

※飼養衛生管理者



改正後

・畜舎ごとに担当飼養衛生管理者選任を義務
・同一の者が複数の畜舎を担当する場合、1人が担当する頭羽数に上限設定
(鶏10万羽、豚3千頭(肥育豚は1万頭))



〔1人が担当する飼養頭羽数は個体監視が可能な数とする〕

埋却等に備えた措置

【採卵鶏50万羽、肉用鶏20万羽以上：R3.10.1～、左記未満：R4.10～】
【豚1万頭以上：R5.4～、豚1万頭未満：R6.4～】

- ・家畜の所有者が、埋却又は焼却施設を確保することを規定
- ・これらが困難な場合は、代替措置（移動式レンダリング装置の活用準備等）を都道府県と共同して対応

大規模農場の事前の発生対応計画の策定

【採卵鶏50万羽、肉用鶏20万羽以上：R3.10.1～】
【採卵鶏20万羽以上50万羽未満：R4.10～】
【豚1万頭以上：R5.4～】

家畜の頭数が多く、殺処分等に多大な時間を要すると都道府県知事が認める家畜の所有者は、発生に備えた対応計画を策定することを規定

【発生に備えた対応計画の記載事項】

- ・農場概要
- ・農場内の動線図
- ・農場内で防疫作業に必要な人員
- ・農場内で使用する資材・機材
- ・防疫作業の手順（埋却・焼却及び消毒の具体的な方法等）

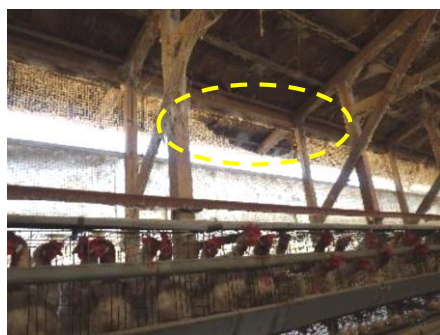
対応計画書の策定を要する
大規模農場の基準
鶏・・・20万羽以上
豚・・・1万頭以上

鳥インフルエンザ侵入防止対策の続き

★ 昨シーズンHPAI発生農場（52例）における飼養衛生管理状況

衛生管理区域出入口	基準13	手指消毒・手袋交換が不十分	4/52
	基準14	衣服長靴の交換不十分	9/52
	基準15	車両の消毒不十分	5/52
鶏舎出入口	基準20	手指消毒・手袋交換が不十分	28/52
	基準21	長靴の交換不十分	19/52
野生動物対策	基準24	防鳥ネットの不備	16/52
	基準26	壁・天井の隙間	40/52 9/52※

※ 隙間や破損はないが、ネズミのものと思われる糞、足跡、囓り跡など痕跡があった事例



防鳥ネットの破損



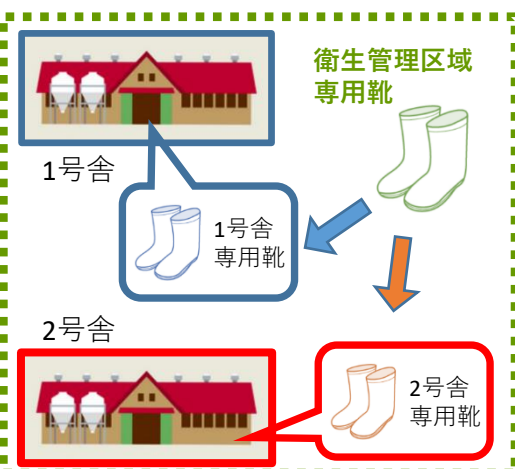
鶏舎ドアの隙間



金網の網目が大きい（約5×3.5cm）

鳥インフルエンザ侵入防止対策を確認しましょう

- 衛生管理区域専用の衣服と靴を設置し、着用すること
- 鶏舎出入口に、手指消毒設備や専用手袋を設置し、使用すること
- 鶏舎ごとに専用長靴を設置し、着用すること
- 鶏舎の破損や隙間、防鳥ネットの破れ等を点検し、修繕すること



靴の履替えの時は、着脱前後で交差汚染しないよう、外と中の区分を明確にする工夫しましょう！
（テープで線を引く、すのこで仕切るなど）

今のうちに確認して、対策を徹底しましょう！